

**「海外からの人材・資金を呼び込むための
アクションプラン」における
重点施策フォローアップ**

令和6年1月31日

「海外からの人材・資金を呼び込むためのアクションプラン」における重点施策フォローアップ

【重点FU分野①】半導体など重要分野への投資促進策の活用

- ①先端半導体生産基盤整備基金
- ②経済環境変化に応じた重要物資サプライチェーン強靱化支援事業（基金）
- ③ワクチン生産体制強化のためのバイオ医薬品製造拠点等整備事業（基金）
- ④バイオものづくり革命推進事業
- ⑤データセンターの地方拠点整備
- ⑥ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発事業（基金）
- ⑦グリーンイノベーション基金
- ⑧革新的情報通信技術（Beyond 5G（6G））基金事業

進捗

【サマリー】

- 令和3年度～令和5年度当初予算までに、上記合計約6.3兆円を措置。令和5年度補正予算にて約2兆円をさらに追加措置。
- 2023年度においては、107件を採択済。

【各施策の進捗】※2023年12月31日時点

- ①2023年度は1件を採択。
- ②2023年3月に基金を造成し、全8分野で計54件の計画を認定済。
- ③2023年度は全4分野23件のプロジェクトを採択済。
- ④2023年3月に基金を造成し、計6件のテーマを採択。2024年6月中旬に2次公募の採択を予定。
- ⑤2023年度は1件採択済。令和5年度補正予算において、インフラ整備を追加で支援。
- ⑥2023年度は計8件のテーマを採択。新たなテーマの公募も実施し今後採択予定。
- ⑦実施者採択済の19件のプロジェクト（86件の研究開発項目数）のうち7件（18件の研究開発項目）でステージゲート審査を行い、すべての研究開発項目で継続が決定（※今後随時ステージゲート審査を実施）。今後、残りの1プロジェクトで実施者を採択予定。
- ⑧2023年度は、13件のプロジェクトを採択。2024年度開始プロジェクトを今後新たに採択予定。

「海外からの人材・資金を呼び込むためのアクションプラン」における重点施策フォローアップ

【重点FU分野②】産学官連携による人材育成等コンソーシアムの全国展開

- ①「九州半導体人材育成等コンソーシアム」といった先行事例の横展開
- ②産学官連携による人材育成等コンソーシアムの全国展開や総合的な人材の育成

進捗

【サマリー】

- 産学官連携による半導体人材の育成のため、九州地域を皮切りに6地域（九州、中国、中部、関東、東北、北海道）で産学官連携コンソーシアムを設立。
- 併せて、リカレントプラットフォームを12拠点(京都府、山形大学等)で構築し、地域職業能力開発促進協議会を全都道府県で開催。
- 今後も継続し、年2回程度の産学官連携コンソーシアムにおける情報連携、及びリカレント教育の好事例等を展開。

【各施策の進捗】

①「九州半導体人材育成等コンソーシアム」といった先行事例の横展開

- ・九州（22年3月）を皮切りに、東北（22年6月）、中国（22年10月）、中部（23年3月）、北海道（23年6月）、関東（23年6月）に拡大。
- ・引き続き、各地域の実情や産業界のニーズを踏まえた半導体人材育成の取組を実施。

②産学官連携による人材育成等コンソーシアムの全国展開や総合的な人材の育成

〈半導体関連教育支援事業〉

- ・大学・高専機能強化支援事業（基金）において、デジタル分野等における機能強化を推進し、海外大学や企業等と連携する大学を支援。
- ・次世代X-nics半導体創生拠点形成事業において、アカデミアの中核となる拠点を形成し、省エネ・高性能な半導体創生に向けた研究開発と、研究開発を通じた研究者・技術者の育成を推進。（代表機関：東京大学、東北大学、東京工業大学）

〈リカレント教育〉

- ・12の拠点でリカレントプラットフォームを構築し、各拠点において地域の人材ニーズに関する調査等を実施。
- ・2024年度は、調査結果や事業実施状況の共有を図るとともに、地域の人材ニーズと高等教育機関の継続的なマッチング等を実施予定。

〈公的職業訓練〉

- ・2023年10月・11月に地域職業能力開発促進協議会を全都道府県で開催。公的職業訓練の実施状況の分析、地域の人材ニーズを議論。
- ・2023年度内に第2回目の協議会を開催し、各地域の実情に応じた2024年度の地域職業訓練実施計画を全都道府県において策定予定。

「海外からの人材・資金を呼び込むためのアクションプラン」における重点施策フォローアップ

【重点FU分野③】スタートアップコミュニティのネットワーク強化などスタートアップの創出支援

- ① 国内外のスタートアップコミュニティにおけるネットワークの強化
- ② J-Bridgeを通じたスタートアップ含む海外企業と日本企業の協業及び国内への誘致
- ③ 海外ベンチャーキャピタルや起業家等とのマッチング強化
- ④ 海外大学等とも連携したグローバル・スタートアップ・キャンパスの創設

進捗

【サマリー】

- スタートアップのネットワーク強化のためのイベントや対日投資支援及び協業・連携支援を実施。
- 今後、令和5年度補正予算において措置された上記①～④に関連する予算執行により、スタートアップエコシステムの構築を加速化。

【各施策の進捗】

① 国内外のスタートアップコミュニティにおけるネットワークの強化

- ・各国における世界最大級の展示会開催等にあわせ、ネットワーク強化に向けたイベントを開催。
(例)

2022年6月:世界最大級のバイオ展示会「BIO 2023 in Boston」(米国)に合わせて、「Japan Innovation Night」を開催。

2023年10月:アジア最大級のディープテックイベント「SWITCH」(シンガポール)に合わせて、エコシステム関係者とのネットワーキングイベントを開催。

② J-Bridgeを通じたスタートアップ含む海外企業と日本企業の協業及び国内への誘致

- ・対日投資支援及び協業・連携支援を計約800件の実施。(2023年4月～12月)

③ 海外ベンチャーキャピタルや起業家等とのマッチング強化

- ・2023年10月:著名なベンチャーキャピタルや起業家を招へいするイベント「MOMENT2023」を東京において開催。

④ 海外大学等とも連携したグローバル・スタートアップ・キャンパスの創設

- ・有識者会議を設置し、2023年11月より開催(計3回)。
- ・今後、有識者会議の議論を経て中間提言を取りまとめ。

「海外からの人材・資金を呼び込むためのアクションプラン」における重点施策フォローアップ

【重点FU分野④】外国人起業家向けビザ（スタートアップビザ）の利便性向上

- ①スタートアップビザの在留期間の延長
- ②スタートアップビザにおけるコワーキングスペースの特例の全国展開と適用施設の拡大
- ③スタートアップビザ発給プロセスの改善（ビザ発給の適格性の確認に係る緩和）
- ④スタートアップビザ取得者の銀行口座開設円滑化

進捗

【サマリー】

- スタートアップビザの利便性を向上するため、コワーキングスペースの特例の全国展開と適用施設の拡大にかかる検討等、2023年度内に必要とされる措置を完了。
- 2024年度は、スタートアップビザの統合により、最長在留期間の2年への延長を実施予定。

【各施策の進捗】

①スタートアップビザの在留期間の延長

- ・2022年12月、国家戦略特区スタートアップビザと経済産業省スタートアップビザを併用することにより、最長在留期間を1.5年に延長。
（「国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業に係る在留資格の変更、在留期間の更新のガイドライン」の一部改定）

②スタートアップビザにおけるコワーキングスペースの特例の全国展開と適用施設の拡大

- ・2023年12月の国家戦略特区諮問会議や規制改革推進会議の中間答申において、国家戦略特区と経済産業省の制度の一本化により、在留資格「経営・管理」に係る事業の規模要件及び事業所の確保要件を最大2年間猶予することについて、2024年中に措置することとした。

③スタートアップビザ発給プロセスの改善（ビザ発給の適格性の確認に係る緩和）

- ・2023年10月、国が認定したVC等の民間組織もビザ発給の適格性についての確認手続を行えるようにする告示を発出。
（「外国人起業活動促進事業に関する告示（平成30年経済産業省告示第256号）」の一部改正）

④スタートアップビザ取得者の銀行口座開設円滑化

- ・2023年2月、規制改革推進会議の議論に基づき、要請文を発出済。業界や地方公共団体等との意見交換により、制度を周知。
- ・2023年度中、地方公共団体にアンケートを発出し、スタートアップビザを取得した外国人の口座開設対応状況を確認。
- ・2024年半ばを目途に、アンケート結果及び内容を踏まえ、今後の対応を検討。

「海外からの人材・資金を呼び込むためのアクションプラン」における重点施策フォローアップ

【重点FU分野⑤】在留資格制度の創設・見直しの検討

- ①高度人材受入拡大のための特別高度人材制度（J-Skip）の創設等
- ②優秀な海外大学の卒業生に対する未来創造人材制度（J-Find）の創設
- ③デジタルノマド受入制度の検討
- ④「特定技能」の分野追加と手続きの見直し
「技能実習制度及び特定技能制度」における外国人材の適正な受入れの検討

進捗

【サマリー】

- J-Skip、J-Findは創設完了。デジタルノマド受入制度は2024年3月までに創設予定。
- 技能実習制度及び特定技能制度の見直しについて、2023年11月の有識者会議の最終報告書等を踏まえ、検討中。

【各施策の進捗】

①高度人材受入拡大のための特別高度人材制度（J-Skip）、②優秀な海外大学の卒業生に対する未来創造人材制度（J-Find）の創設等

- ・2023年4月より運用開始。（J-Skipは高度専門職省令等、J-Findは特定活動告示の改正等、関係法令等改正によって創設）
- ・入管庁SNSでの周知に加え、外務省（在外公館含む）、JETROのHPでも周知を実施。

③デジタルノマド受入制度の検討

- ・2023年度中の制度創設に向けて検討中。（特定活動告示、入管法施行規則等改正）

④「特定技能」の分野追加と手続きの見直し・「技能実習制度及び特定技能制度」における外国人材の適正な受入れの検討

- ・「特定技能2号」の在留資格について、2023年6月の閣議決定を受け、同年8月31日から「素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業」、「農業」等を追加し、「介護」を除く11分野の全ての業務区分において同在留資格の受入れを可能とするために、省令・告示を改正。
- ・技能実習制度及び特定技能制度の見直しについては、「技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議」における2023年11月の最終報告書等を踏まえ、政府としての方針を検討中。

「海外からの人材・資金を呼び込むためのアクションプラン」における重点施策フォローアップ

【重点FU分野⑥】高度人材の教育に関する生活環境の整備(1)

- ①高度外国人材の子弟の教育環境の整備
- ②インターナショナルスクールから高校進学する際の円滑化/インターナショナルスクールをはじめとした情報発信
- ③国際バカロレアの全国的な普及促進

進捗

【サマリー】

- インターナショナルスクールの課程を修了した子弟の高校入学資格を得やすくするべく、学校間接続の円滑化のための必要な対応を行うとともに、JETROよりインターナショナルスクールや国際バカロレアに関する情報発信を実施。
- 2024年度以降、高度外国人材にとって魅力的な教育環境となるモデル創出にむけ調査研究事業を実施。

【各施策の進捗】

①高度外国人材の子弟の教育環境の整備

- ・高度外国人材にとって魅力的な教育環境となるモデル創出に取り組むため、令和6年度予算案として新規調査研究事業を決定。

②インターナショナルスクールから高校進学する際の円滑化/インターナショナルスクールをはじめとした情報発信

- ・一定の要件を満たしたインターナショナルスクールの課程を修了した外国人の子供や帰国した子供が、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者として高校入学資格を得やすくするため、2023年度内に都道府県教育委員会等に対し文書を発出予定。
- ・公立高等学校入学者選抜における外国人生徒の特別定員枠の設定を推進するため、各種行政説明の場で都道府県教育委員会に周知。
- ・2023年11月までに、JETROウェブサイト「Living in Japan」においてインターナショナルスクールの情報を拡充し、国際バカロレア認定校について新たに発信。
- ・2024年1月24日の国際教育デーに合わせ、日本における外国子女教育環境をJETROのSNSで発信。

③国際バカロレアの全国的な普及促進

- ・国内における普及状況・教育効果等に関する調査研究及び、文部科学省IB教育推進コンソーシアムによる個別相談対応、各種イベントのHP等を通じた情報発信。

「海外からの人材・資金を呼び込むためのアクションプラン」における重点施策フォローアップ

【重点FU分野⑥】高度人材の医療等に関する生活環境の整備(2)

- ④多言語対応可能な病院の拡充
- ⑤国家戦略特区制度による外国医師の診察業務の解禁
- ⑥JETROによる外国人との取引に慣れた不動産業者等紹介を通じた住居確保の円滑化

進捗

【サマリー】

- 医療機関の多言語化を推進。また、国家戦略特区制度による外国医師の受入れ環境を整備。
- 2025年度までに多言語での対応が可能な病院数を1,000か所を目指す。

【各施策の進捗】

④多言語対応可能な病院の拡充

- ・多言語での対応が可能な病院などの医療機能情報を多言語（英語、中国語、韓国語）で検索可能とする全国プラットフォームを2024年4月を目標に構築中。
- ・病院団体や地方自治体による団体契約を通じた電話医療通訳の利用支援や、希少言語に対応した遠隔通訳サービスの提供等を通じて、外国人受入れ環境の整備を実施。
- ・現在853カ所（2023年12月時点）の多言語での対応が可能な病院数を、2025年度までに1,000か所を目指す。

⑤国家戦略特区制度による外国医師の診察業務の解禁

- ・2023年3月24日に「国家戦略特区制度を活用した二国間協定に基づく外国医師の受入れについて」（厚生労働省医政局長通知）を発出。現在延べ9人の外国医師による医業が可能（2023年12月時点）。
- ・2023年4月20日に、外国医師の診察業務に係る二国間協定による医師国家試験を英語で実施するため、「外国医師の受入れに関する手続きについて」（厚生労働省医政局長通知）を発出。今後、自治体・医療機関による特例活用を促進。

⑥JETROによる外国人との取引に慣れた不動産業者等紹介を通じた住居確保の円滑化

- ・JETROにて、外国・外資系企業に対応可能な不動産業者等64社（令和5年12月時点）を、ニーズに応じて外国企業等に紹介。
- ・今後も紹介可能な不動産業者等について拡充予定。

「海外からの人材・資金を呼び込むためのアクションプラン」における重点施策フォローアップ

【重点FU分野⑦】対日M & Aや協業の成功事例の普及

対日M & Aおよび外国企業との協業事例における経営改善・改革に関する効果を分析し、その結果の普及等を行う

進捗

【サマリー】

● 「対日M&A活用に関する事例集」の周知・普及

- ・対日M&A活用に関する事例集」を公表後、HP等による周知、セミナーの開催により周知・普及
 - ・事例集公表：2023年4月19日
 - ・HP等による周知：経産省HP（日本語版・英語版）、関係団体への周知、専門誌寄稿等
 - ・セミナーの開催：計8回（RIETI BBLセミナー、大阪商工会議所セミナー、JETRO・METI共催ウェビナー等）

● 外国企業と日本企業の協業連携事例集作成

- ・日本の大企業及び中堅・中小企業の経営者層・経営企画層に対し、参考となる事例集を作成。
対日M&A事例又は出資を伴う外国企業等との協業連携事例について、10件程度収集予定。

・「外国企業と日本企業の協業連携事例に関する研究会」を設置し、事例集の作成にむけた議論を実施中。

第1回：2023年12月19日

第2回：2024年2月に開催し、とりまとめ。

「海外からの人材・資金を呼び込むためのアクションプラン」における重点施策フォローアップ

【重点FU分野⑧】「国際金融センター」の実現に向けた取組

- ①「国際金融センター」に向けた税制上の課題の把握については、クロスボーダー投資の活性化に係る手続面の課題の把握をはじめとして、必要な見直しに向けた対応を行う
- ②国際金融センターの実現に向けた情報発信の強化

進捗

【サマリー】

- クロスボーダー投資の活性化に向けた租税条約等の手続きについて、必要な見直しを検討。
- 国際金融センターの実現に向けた情報発信を強化するとともに、「資産運用フォーラム」準備委員会を設立しフォーラムの立ち上げに向けた検討を推進。

【各施策の進捗】

①「国際金融センター」に向けた税制上の必要な見直しに係る検討

- ・クロスボーダー投資の活性化に向けた租税条約等の手続きの見直しについて税制改正を要望。（継続検討）
- ・これまでの議論を踏まえ、租税条約における届出書の簡素化・合理化に向けた対応など、実務的な論点を検討。

②国際金融センターの実現に向けた情報発信の強化

- ・「Japan Weeks」（2023年9月25日～10月6日開催）を含め、30件以上の国内外でのイベントの開催・参加や、海外主要メディアを活用した広報等を実施。
- ・今後ともイベントの開催・参加や金融センター特設ウェブサイトの拡充等を行う。
- ・2023年12月に、内外の関係者との対話や日本市場の魅力等に関する情報発信を行う「資産運用フォーラム」のための準備委員会を設立。資産運用フォーラムに向けた検討を今後進める。